

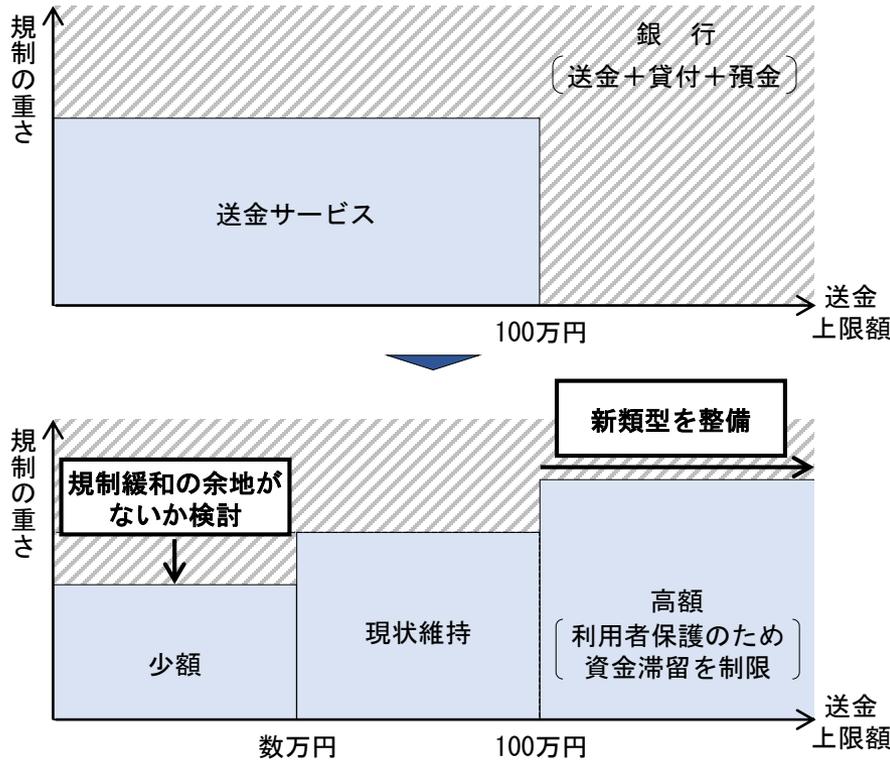
事務局説明資料  
(金融審議会 金融制度スタディ・グループ関係資料)

令和元年 9 月 25 日

「決済」 法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告 《基本的な考え方》  
(2019年7月26日公表) の主な内容

決済法制

- 現行の送金サービスは、100万円以下のみ送金可能。  
⇒ 必要な利用者保護を図ることを前提に、①100万円超を送金可能な新類型の整備、②少額送金のみ扱う事業者の規制緩和、を検討。



※ このほか、①前払式支払手段、②収納代行、③ポストペイサービスへの対応のあり方、等について検討。

金融サービス仲介法制

- 現行の金融サービス仲介は、①業態ごとの規制、②所属金融機関からの指導に対応する必要（所属制）。  
⇒ 銀行／証券／保険それぞれの商品特性に応じた規制は維持しつつ、参入規制の一本化や所属制の緩和を図る。

